

西条市〔物品購入等〕入札者心得

1. 入札書は、所定の様式又はこれに準ずる様式のものを使用するものとする。
2. 入札をしようとする者は、入札書に必要な事項を記入して記名し、当該入札書の記載事項が見えない状態で所定の日時及び場所に提出しなければならない。
3. 入札は1人1通とし、入札者は他の代理人となることはできない。
4. 入札代理人は、入札開始前にその代理権限を証明する書面を提出し、入札執行者の確認を受けるものとする。
5. 一度提出した入札書の書き替え、引き替え又は撤回をすることはできない。
6. 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。
 - (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
 - (2) 西条市契約規則に定める入札条件に違反したとき。
 - (3) 入札者又は代理人が2通以上の入札をしたとき。
 - (4) 入札者が連合して入札したとき。
 - (5) 入札に関し不正の行為があったとき。
 - (6) 入札記載金額、氏名及び印影(押印する場合に限る)が認知しがたいとき(鉛筆書き含む。)
 - (7) その他特に指定した事項に違反したとき。
7. 前項の認定は入札執行者が行い、入札者は異議の申し立てができないものとする。
8. 入札の執行を故意に妨害した入札者は、退場を命ずるものとする。
9. **入札参加者が1人であるときは、当該入札を中止とする。**
10. 開札は、主務職員でない職員が1人以上立会の上、所定の場所及び日時に入札者の面前で行うものとする。ただし、入札者で出席しない者がある場合においても、開札は行うものとする。
11. 有効入札中、予定価格以下の最低価格の入札をした者を落札者とする。
12. 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者、又はくじを引かない者があるときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
13. 開札した結果、落札者がいないときは、直ちに出席の入札者に再度入札させることができる。

この場合において、入札は当初の入札を含めて3回で打ち切るものとする。ただし、入札執行者が特に必要と認めた場合はこの限りでない。
14. 入札者は、入札後、西条市契約規則その他発注者の定める規程及び関係法令、契約書、現場等についての不明等を理由として、異議を申し立てることはできないものとする。
15. 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して5日以内に西条市契約規則に基づく契約書により契約の締結を申し出るものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、その期間の延長を求めることができる。
16. 落札者が、前項に規定する期間内に契約の締結を申し出ない場合には、その決定を取り消すことができる。
17. 入札執行者において天災その他やむを得ない事由がある場合、又は入札に関し不正の行為が認められる等、明らかに入札の実効がないと認められる場合には、入札の執行を延期又は中止、若しくは取り消すことができるものとする。この場合において、入札者が損失を受けても市は賠償の責を負わない。
18. 前各項のほか、西条市契約規則その他発注者の定める規程及び関係法令の定めるところによる。